

2019年（令和元年）6月17日

福岡県警察本部 本部長 高木 勇人 殿
福岡県警察小郡警察署 署長 守永 浩一郎 殿

福岡県弁護士会 会長 山口 雅司
同人権擁護委員会 委員長 芥藤 芳朗

警 告 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

この度、平成26年4月13日当時、貴小郡警察署に留置されていた●●●氏の申立にかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴警察本部及び貴小郡警察署に対して下記の通り警告をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本警告をすることとした理由は、別紙「警告の理由」記載の通りです。

記

- 1) 貴小郡警察署（以下、「貴署」と言います。）所属の警察官5人は、平成26年4月13日、●●●病院にて、強制採尿の実施の前に申立人が尿を任意提出する旨の申し出をしているにもかかわらず、提出の機会を与えないまま強制採尿の実施に踏み切りました。

申立人が、強制採尿令状の発付前に尿の任意提出に非協力的な態度をとったことには、それまでの●●●巡査部長（以下、「●巡査部長」と言います。）とのやりとりにおいて違法性を孕む「別件取調」による不信感が伏在していたものであり、●●●病院での尿提出の申し出は強制採尿の準備（カテーテルの準備）に入る前で、手続を中断して任意提出に切り替えることは十分可能でしたし、同人の任意提出の申し出につき真摯性を否定する事情もありませんでした。

ゆえに、強制採尿が、対象者に対する精神的な屈辱感といった人格の尊厳を著しく害する強制処分であることに照らせば、強制採尿の実施に踏み切った●巡査部長らの判断は不合理であり、申立人の人権を著しく侵犯したものと考えます。

つきましては、該当する警察官に対して厳正な措置をとるとともに、今後、かかる違法な強制採尿がなされないよう、貴警察本部のすべての警察官に対する指導監督を徹底ください。

- 2) 貴署所属の5人の警察官（留置場係員）は、平成26年4月13日、上記強制採尿に先立ってその強制採尿令状執行のため申立人を居室（留置場）から出場させるに際し、係員2人で申立人の両腕をひねり上げるように後ろに回しました。

強制採尿令状執行にあたって行使できる有形力は、必要最小限度にとどまるべきものであるところ、「取調べだから出るように」と言われた申立人が「何の調べか」と問うたのに対し係員は回答をせず、出場を拒否した申立人に対し、上記有形力を行使したものです。

申立人については、同月12日、道路交通法違反により逮捕され、同月13日の午前9時半ないし午前10時半頃、留置場係員から、「道路交通法違反の取調があるから出るように」と言われて取調室に向かったにもかかわらず、同

室には覚せい剤事件の担当刑事であった●巡査部長がおり、「なんでお前がお
るのか。俺は交通の調べで出てきたんだ。だましたな。」と怒鳴りあいになっ
ていました。

道路交通法違反事件について申立人に取調受忍義務があると解したとしても、
覚せい剤事件についてかかる義務があるとは言えませんから、上記経緯を踏ま
えれば、留置場係員は、申立人を出場させるに際して有形力を行使するよりも
前に、まずは、強制採尿の令状が出ており、その執行のための出場であること
を説明すべきであったというべきであり、これを怠って問答無用的に無理やり
申立人を連れ出したことは、不当な有形力の行使であったと考えます。

つきましては、強制採尿令状執行に際しても、必要以上の有形力が行使され
ないよう、貴警察本部のすべての警察官に対する指導監督を徹底ください。

以上